水害等避難行動タイムラインの作成状況について

1 概要

- 平成 30 年 7 月豪雨において避難情報の発令が住民の避難行動につながらなかったことから、適切な住民避難を促すため、京都府では住民主体による避難行動タイムラインの作成について支援しているところ。
- 京都府では、災害危険地域約1,500地区※を有する自主防災組織等により水害等避難行動タイムライン(地区防災マップ等の市町村独自取組を含む。以下「タイムライン」という。)の作成を目標としている。
 - ※土砂災害警戒区域又は想定浸水深3m以上の地域を有する地区数
- 各市町村の協力・取組により令和6年3月末現在で約1,030地区での作成が完了したところ。

2 今後の取組

①タイムラインの作成促進について

引き続き、市町村と連携のうえ、職員やタイムライン作成支援人材(防災士) の派遣による作成支援を実施

②タイムラインの見直しについて

既に作成済のタイムラインについても、地域状況等に合わせて見直すことが重要であるため、タイムラインの見直しを実施する際にも専門人材等の派遣を実施

③タイムラインの活用について

住民自身による適時適切な避難行動ができるよう、地域と連携し作成した 水害等避難行動タイムラインを踏まえた避難所の開設ができるよう市町村と 連携して検討する。